

公益財団法人全日本柔道連盟 公認柔道発達支援指導員資格制度規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）における柔道発達支援指導員の養成および資質維持を図り、これをもって発達障がいの特性を考慮した安全で適切な柔道指導を推進し、国民の心身の健全な生涯発達及び日本柔道の普及・発展に寄与することを目的とする。

第2章 柔道発達支援指導員資格

(資格の認定)

第2条 柔道発達支援指導員資格（以下「資格」という。）の認定を受けるためには、本連盟が開催する養成講習を受け、認定試験に合格しなければならない

2. 養成講習の受講要件、講師、内容、受講料および認定試験に関しては別に定める。

(資格の有効期間)

第3条 資格の有効期間は、資格の認定を受けた日から、その1年応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に本連盟が指定する更新に係る講習会を受講し、別途定められた条件を満たすことにより、さらに1年間更新されるものとし、以後これにならう。

2. 更新講習に関しては別に定める。

(資格の停止、喪失、有効要件)

第4条 指導員としての技量が不足しているなど、指導者としての適格性を欠くと認めたときは、本連盟はその資格について期間を定めて停止し、または喪失させることができる。

2. 前項の資格の停止または喪失は、資格審査委員会が行う。ただし、当該指導者に対して懲戒委員会により懲戒処分が科せられる場合には、同処分と併せて懲戒委員会が行うことができる。

3. 資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。

- (1) 資格が認定され、有効期間内にあること。
- (2) 本連盟会員登録をしていること。
- (3) 資格登録をしていること。
- (4) 資格が停止されていないこと。

(資格の再有効化)

第5条 資格が有効でなくなったときは、次のとおり資格を再び有効とする。

- (1) 更新しないまま有効期間を超過したときは、更新の要件を満したとき（ただし、有効期間終了の日から1年以上経過した場合はこの限りではない）
- (2) 会員登録、資格登録を怠ったときは、会員または資格を登録したとき

(3) 資格が停止されたときは、停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たしたとき

(公認柔道発達支援指導員資格制度運用規則)

第6条 資格制度に関する事項でこの規程に定めないものは、公認柔道発達支援指導員資格制度運用規則の定めるところによる。

第3章 資格審査委員会

(資格審査委員会)

第7条 次の各号の権限を有する機関として、本連盟内に資格審査委員会を設ける。

- (1) 資格の認定
- (2) 資格の期間を定めての停止、喪失の決定
2. 資格審査委員会は、3名以上5名以下の委員で構成されるものとし、そのうち1名が委員長を務める。
3. 資格審査委員会の委員長および委員の任命権および解任権は本連盟会長がその権限を有する。各委員の任期は4年間とし、連続しての再任は2期までとする。なお、任命時における委員の年齢は満70歳未満とする。
4. 会長は、資格審査委員会に特別委員若干名を置くことができる。

第4章 登録

(登録手続き)

第8条 登録の手続きは、本連盟登録規程その他の規程類の定めるところによる。

(資格登録有効期間)

第9条 資格登録有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2. 年度途中に資格の認定を受けた者および資格の停止期間が満了し再有効化の条件（もしあれば）を満たした者は、すみやかに資格登録の手続きを行うことを推奨する。

(登録の抹消)

第10条 資格が停止または喪失されたときは、資格登録は抹消される。

第5章 その他

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、2025（令和7）年12月11日から施行する。